

規 程 集

北海道高等学校体育連盟
オホーツク 支 部

目 次

〔支部規約〕	
1. 北海道高等学校体育連盟オホーツク支部規約	1
2. 高体連オホーツク支部組織図	4
〔支部運営規定〕	
1. 高体連オホーツク支部大会運営規定	5
2. 【申し合わせ事項等】	8
〔大会要項作成基準〕	
1. 高体連オホーツク支部大会要項作成基準	9
〔賞状について〕	
1. 賞状授与に関して	11
2. 賞状の記入例	12
〔当番校決定手順〕	
1. 高体連オホーツク支部大会当番校決定手順	13
2. 【当番校変更の原則】	14
〔大会開催日数〕	
1. 高体連オホーツク支部大会開催日数表	15
2. 高体連オホーツク支部大会開催日数【申し合わせ事項等】	16
〔大会運営参加料決定・取扱基準〕	
1. 高体連オホーツク支部大会運営参加料決定・取扱基準	17
〔その他申し合わせ事項〕	
1. 全道大会（オホーツク支部開催）当番校助成金	20
2. 高体連オホーツク支部事務局専用電話機の設置	20
3. 道高体連専門委員旅費規程	20
4. 高体連支部大会、新入大会における医務系の派遣について	20
5. 全国高体連研究大会における旅費の補助について	20
〔報告・提出書類など〕	
1. 道・支部加盟など調査報告	21・22
2. 道高体連オホーツク支部、支部負担金・支部維持費【様式 1】	23・24
3. 大会参加人員報告書【様式 2】	25
4. 収支予算案・収支決算報告書【様式 3】	26
5. 参加料（案）試算書【様式 4】	27
6. 大会日数延長願い【様式 5】	28
7. 顧問会議・専門委員報告書【様式 6】	29
8. 各種書類など提出先・期限一覧	30
9. 大体育館使用種目の基本的ローテーション	31
10. 道高体連専門委員請求用紙	32
11. 医務係旅費請求用紙	33
12. 全国高体連研究大会旅費請求用紙	34

北海道高等学校体育連盟オホーツク支部規約

第 1 章 名 称

第1条 本支部を北海道高等学校体育連盟オホーツク支部（以下、高体連オホーツク支部という）と称し、事務局を支部長在任の学校に置く。

第 2 章 目 的

第2条 本支部は、高体連オホーツク支部内高等学校の体育の健全な普及、発展を図り、その連絡統一にあたることを目的とする。

第 3 章 組 織

第3条 本支部は、北海道高等学校体育連盟（以下、道高体連という）規約によるオホーツク支部内の加盟高等学校をもって組織する。

2. 本支部を4ブロックに区分し、加盟高等学校の所属を以下のとおりとする。

（1）遠紋ブロック ： 雄武・興部・紋別・湧別・佐呂間・遠軽（全・定）

（2）北見西ブロック ： 留辺蘂・置戸・訓子府・北見工業・北見緑陵・北見北斗（全・定）
有朋（北見）

（3）北見東ブロック ： 北見藤・北見柏陽・北見商業・美幌・津別・常呂

（4）斜網ブロック ： 大空・網走桂陽・網走南ヶ丘（全・定）・清里 ・斜里
日体大附属

第4条 本支部に、道高体連規約並びに専門部細則に基づき、支部選出の道専門委員を各種目につき1名置く。また、当該種目が必要と判断した場合、他に支部専門委員1名を置くことができる。

第 4 章 事 業

第5条 本支部は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

（1）高等学校生徒の諸体育大会の開催・奨励

（2）学校体育に関する研究及び指導

（3）その他、本支部の目的達成に必要な事項

第 5 章 役 員

第6条 本支部に次の役員を置く。

（1）支 部 長 1名

（2）監 事 若干名

（3）理 事 加盟校数×2名（校長理事、体育指導者理事 各1名）

（4）常 任 理 事 事務局引受可能校から各1名（事務局担当校は除く）

（5）専 門 部 長 各種目1名

（6）事 務 局 長 1名

（7）各種目道専門委員 必要種目数×1名

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

（1）支部長は本支部を代表し、業務を統括する。

（2）監事は会計を監査する。

（3）理事は、業務執行についての協議並びに運営に当たる。

（4）常任理事は、支部長から付託された事項の審議並びに具体的な指導に当たる。

（5）事務局長は、業務遂行のための事務的な諸業務を掌り、事務局を統括する。

（6）専門部長は当該種目の活動の掌握等に当たる。

（7）専門委員は、道高体連専門部細則に則り、道専門部との連携・調整並びに支部内該当種目についての業務を掌る。

第8条 役員の選任は、次の方法による。

（1）支部長及び監事は、加盟学校長の互選により決定する。

（2）体育指導者理事は、加盟各学校の保健体育科教諭が当該学校長の推薦を受け、支部長が委嘱する。

（3）常任理事は、事務局を引受可能な学校（事務局校は除く）の体育指導者理事に支部長が委嘱する。

（4）事務局長は、支部長が委嘱する。

(5) 専門部長は、道専門委員の勤務校の校長とする。

(6) 専門委員は、当該種目の顧問間で互選し推挙された者が、当該学校長の承認を得て支部長が委嘱する。

第9条 役員の任期は、道高体連役員の任期年度と同一の2年とし、再任を妨げない。

2. 欠員補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする

第 6 章 会 議

第10条 本支部の会議は、理事総会及び常任理事会とする。但し、支部長が必要と認めた場合は理事総会の承認を得て、特別委員会を設けることが出来る。

2. 理事総会は、毎年1回以上開催する。

3. 常任理事会は、必要に応じて開催する。

4. 特別委員会は、設置期間中必要に応じて開催する。

5. 各会議は、支部長が招集する。

第11条 理事総会は、支部長・監事・理事・専門部長をもって構成する。但し、支部長は必要に応じ、オブザーバーとして道専門委員の出席を認めることが出来る。

2. 理事総会は、本支部の業務執行並びに運営について協議するとともに、次の事項について審議し決定する。

(1) 予算及び決算

(2) 事業計画

(3) 役員の選出

(4) 規約の改正

(5) その他、必要な事項

3. 議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は、議長が決定する。

4. 緊急を要する事項について理事総会を開くことが出来ない場合は、これを常任理事会に委任する。

第12条 常任理事会は、支部長・常任理事をもって構成する。

2. 常任理事会は、支部長から付託された事項を審議する。

3. 緊急を要する事項について常任理事会で審議し決定した場合は、その結果を次の理事総会に報告する。

第13条 特別委員会は、支部長の要請により理事総会で承認を得た組織・委員によって構成する。

2. 特別委員会は、理事総会で承認を得た事項の範囲内での調査・研究・協議などについて行う。

3. 特別委員会における経過・結果などについては、常任理事会・理事総会に随時報告し、必要に応じて議案として審議する。

第 7 章 会 計

第14条 本支部の経理は、負担金・維持費及び、その他の収入をもってこれにあてる。

第15条 各加盟校は、『別表1』に定める負担金・維持費を毎年5月15日までに支部に納入するものとする。尚、生徒数は5月1日現在の在籍生徒数による。

第16条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

第17条 本支部の運営に必要な規定、及びこれに係わる細則・申し合わせ事項等については、以下のとおりとする。

(1) 大会運営規定

(2) 大会要項作成基準

(3) 賞状について

(4) 大会当番校決定手順

(5) 大会開催日数表

(6) 大会運営参加料決定・取扱基準

(7) 道高体連専門委員旅費規程

(8) その他の申し合わせ事項

(9) 報告・提出書類など

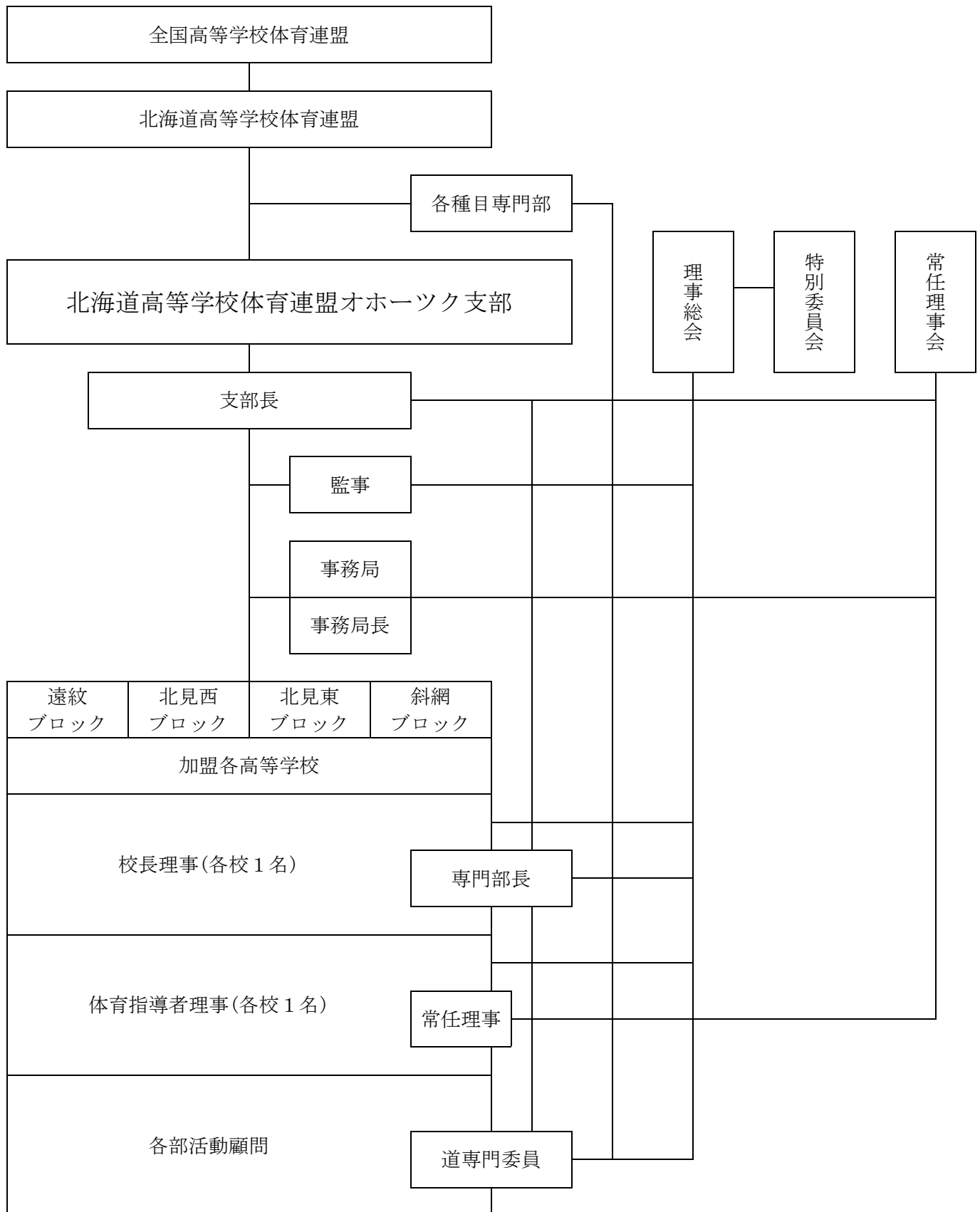
第18条 本支部規約は、昭和47年4月27日より施行する。

昭和60年4月19日 一部改正
 昭和62年2月27日 一部改正
 昭和63年5月12日 一部改正
 平成 4年3月 2日 一部改正
 平成 5年3月 4日 一部改正
 平成 7年3月20日 一部改正
 平成 9年3月17日 一部改正
 平成19年3月19日 一部改正
 平成22年4月30日 一部改正
 平成23年4月26日 一部改正
 平成29年4月27日 一部改正
 平成30年4月26日 一部改正
 平成31年4月25日 一部改正
 令和 3年4月 1日 一部改正

『 別 表 1 』

課 程 別	負 担 金 (生 徒 1 名 に つ き)	維 持 費 (1 校 に つ き)
全日制課程及び通信制課程	2 5 0 円	2,500円 + (学級数×250円)
定時制課程及び特別支援学校 高等部	3 0 円	2,500円

高体連オホーツク支部 組織図



高体連オホーツク支部 大会運営規定

第 1 章 目 的

第1条 本規定は、高体連オホーツク支部（以下、本支部と称す）の目的達成のため規約第17条に基づき、本支部の主・共催する大会全般についてこれを定める。

第 2 章 大 会

第2条 本支部の主・共催する大会は次のとおりとする。

- (1) 支 部 大 会 全在籍生徒のうち、道高体連が定める大会参加資格を満たす者を参加対象とし、全国総体の予選も兼ねる大会。
- (2) 新 人 大 会 最上級生を除く全在籍生徒のうち、道高体連が定める大会参加資格を満たす者を参加対象とし、種目によっては、全道新人大会・選抜大会の予選も兼ねる大会。
- (3) その他の大会 全国・全道高体連が主・共催する大会で、競技団体等が主となって開催する大会。（例・選抜大会など）

第 3 章 開催要領

第3条 大会を開催する種目については次のとおりとする。

- (1) 参加校数が2校以上であること。
- (2) 原則として、道ランクA以外であること。
- (3) (1) (2) の該当外であっても、支部長への文書による開催希望申請が有った場合、審査の上、主催することもある。

第4条 大会開催に当たっては理事総会の決定事項に基づき、支部長（事務局）、該当当番校の校長・体育指導者理事、該当種目の専門部長・専門委員・各校顧問などで十分協議の上、目的達成を目指す。

第5条 大会開催要項作成に当たっては、全道大会開催要項に基づき、別に定める「大会要項作成基準」による。

第 4 章 当 番 校

第6条 当番校決定に当たっては、別に定める「大会当番校決定手順」による。

第 5 章 日数・期日

第7条 大会・競技日数については、別に定める「大会開催日数表」による。

第8条 支部大会の期日決定については、次のとおりとする。

- (1) 全道大会参加手続きが間に合うように配慮し、原則として全種目一斉に集約して実施する。
（昭和48年度以降からの継続実施事項）
- (2) 事務局の原案に基づき、理事総会で審議し決定する。

第9条 新人大会の期日決定については、次のとおりとする。

- (1) 各種目において、専門部長・専門委員を中心に、当番校の校長理事・体育指導者理事、および顧問会議等で協議の上決定する。
- (2) 全道大会参加手続き、各学校行事などに十分配慮する。
- (3) 専門部長は、決定後直ちに文書で支部長に報告する。

第 6 章 運 営

第10条 大会運営については、次のとおりとする。

- (1) 大会期間中は、加盟学校全てが高体連行事に協力する。
- (2) 「新人大会」と「選抜大会等」との参加対象が同一の種目については、別に「選抜大会等の予選」を行わず「新人大会にこれを兼ねて」運営する。

第11条 競技運営については、次のとおりとする。

- (1) 競技方法については全道大会に準ずるものとし、支部内独自の方法を採用する場合は理事総会の承認を要する。尚、一度承認を受けた方法については、その後特に支障が生じない限りこれを認める。
- (2) 競技運営については顧問・参加選手が可能な限り協力して実施するようにし、外部役員・当番校教職員・生徒への依頼を最小限とするよう努力する。
- (3) 大会への物資などの持ち寄り（羽球のコックなど）は顧問会議などで協議・決定し、当番学

校長・体育指導者理事、支部長に周知の上、大会要項にその旨を明記する。

第12条 顧問会議については、次のとおりとする。

(1) 大会当日以前の顧問会議は出来るだけ行わず、文書などによる連絡方法で万全を期す。但し特に事前の会議を必要とする場合は、専門部長が支部長に申し出て承認を得る。

(2) 大会期間中の顧問会議においては、次のことを協議・確認等を行う。

- ①当該年度、支部大会・新入大会関係事項
- ②次年度、支部大会・新入大会関係事項
- ③支部における全道大会開催年度の確認及び、必要に応じての当番校決定
- ④道（及び支部）専門委員の選出
- ⑤5年間の当番校原々案作成
- ⑥支部理事総会の決定事項、規約、規定、申し合わせ事項、及び諸手続き等、必要事項の徹底・確認
- ⑦その他必要事項

第13条 プログラム作成に当たっては、次の事項を明記する。

- ・大会名（含、大会回数） ・主催 ・※後援 ・主管 ・当番校
- ・期日（含、監督・主将会議、開・閉会式） ・会場
- [以上、大会開催要項作成基準参照]
- ・年次優勝校、準優勝校及び当番校一覧 ・大会、競技役員

第14条 大会競技役員の構成については原則として次のとおりとするが、◎印以外については、必要に応じて削除・付加もかまわない。

- ・名 誉 大 会 長……………種目別団体長
- ・大 会 長……………◎高体連オホーツク支部長
- ・顧 問……………市町村長、教育長、体育協会会長、PTA会長
同窓会会長、学校長理事 等
- ・大 会 委 員 長……………◎当番学校校長
- ・大 会 副 委 員 長……………当番校教頭、種目別団体理事長 等
- ・大 会 委 員……………◎高体連オホーツク支部常任理事、専門委員
- ・競 技 委 員 長……………◎専門部長
- ・競 技 副 委 員 長……………◎道専門委員
- ・競 技 委 員……………参加校顧問 等
- ・その他、必要な役員

第15条 表彰については次のとおりとする。

(1) 団体（総合）1位には、賞状と持ち回りの優勝カップを授与する。

(2) 種目別・個人戦などについても、1位には賞状を授与する。

(3) 2位以下の賞状授与については、参加数の1/2以内とし、団体（総合）については3位迄、種目別・個人戦などについては6位迄を上限とする。ただし、全道大会への出場権を獲得した団体（チーム）および個人については参加数・順位に関わらず賞状授与を認める。

第 7 章 経 費

第16条 運営経費については、別に定める「大会運営参加料決定・取扱基準」に従い参加各校から参加料を徴収して、大会運営経費に充てることが出来る。

第 8 章 事務処理

第17条 当番校は、大会開催要項を作成しだい1部を、遅くとも大会開催2週間前までに支部長宛送付する。

第18条 専門部長は、道高体連が主・共催する全道大会の開催要項（複写でもよい）を、出来るだけ早い時期に支部長宛送付する。

第19条 主催・共催大会において選手等に事故等があった場合、必要に応じて当番校長より支部長へ別記様式による文書をもって報告する。なお、当該大会に当番校を置いていない場合は、専門部長がこれに代文書で報告する。

第20条 当番校は、別紙様式による下記書類を大会終了後2週間以内に支部長宛送付する。

- ・大会開催要項・・・1部 ・プログラム・・・1部 ・大会成績・・・・・・1部

- ・参加人員調査書・・・1部
- ・顧問会議報告書・・・1部
- ・専門委員報告書・・・1部
- ・収支決算報告書・・・1部
- ・その他の必要事項

第21条 専門部長は、別紙様式による下記書類を大会終了後2週間以内に支部長宛送付する。

- ・顧問会議 専門委員報告書・・・1部

付 則

第22条 この規定は、平成 4年 3月 2日より施行する。

平成 7年 3月20日 一部改正

平成 9年 3月17日 一部改正

平成19年 3月19日 一部改正

平成28年 3月 9日 一部改正

令和 3年 4月 1日 一部改正

【申し合わせ事項 等】

- 1 開催に当たっては、支部の加盟・参加全学校の教職員及び生徒が率先して協力し運営を手伝う。
特に、顧問・有資格者・運営関係者等の出動については、各校は万全の協力体制で対処する。
- 2 補助員生徒の動員については当番校生徒だけに頼ることなく、新人大会における近隣校最上級生の動員等、各校が積極的な協力体制で臨む。

《 注 》

大会開催に当たっては、あくまでも“高校の大会”であることを忘れず、他の力だけに依存することなく、支部の加盟・参加全学校の教職員及び生徒が率先して協力し運営を手伝うよう心がける。
また、参加する選手・顧問側としては、例えば、第11条（2）（3）にあるように当番校の労力軽減・競技の専門性などを配慮して、現在既に実施している種目（ラグビー、ソフトテニス、テニス、バドミントン、卓球、バレーボール、バスケットボール 等）のように、出来るだけ範囲内での協力事項を洗い出し（例えば、陸上競技におけるライン引きや用器具の搬出入の各校割当制による分担等）当番校の労力・経費軽減などを図ると共に、生徒の意識高揚の意味からも“出て帰る”だけの大会に終わらせないよう、未実施の種目についても、専門委員・顧問の協議・検討を願いたい。（尚、このために生徒の宿泊数が必要以上に増加するような事態が生じるようでは「出来る範囲内」とは言い難いので、当然諸々の点での配慮も必要である）

令和〇〇年度 第〇〇回 高 体 連 オホーツク 支 部 〇〇〇（競技）選手権大会
 兼 第〇〇〇回 全道高等学校 〇〇〇（競技）選手権大会オホーツク支部予選会

開 催 要 項

主 催・・・北海道高等学校体育連盟オホーツク支部
 ※（オホーツク）地区〇〇〇協会（連盟）
 ※後 援・・・開催市町村・開催市町村教育委員会・開催地体育協会 等
 主 管・・・北海道高等学校体育連盟オホーツク支部〇〇〇専門部
 ※開催地競技団体名 等
 当 番 校・・・北海道〇〇〇高等学校
 期 日・・・令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）～〇〇月〇〇日（〇曜日）
 〇〇月〇〇日（〇曜日） 〇時※顧問（監督・主将・代表者）会議
 〇〇日（〇曜日） 〇時☆開会式
 〇時 競技開始
 〇〇日（〇曜日） 〇時 競技開始
 〇時☆閉会式

会 場・・・〇〇〇〇（住所・電話番号 等）

種 目・・・（男子 ダブルス 等）種目のある競技のみ。

競 技 規 則・・・令和〇〇年度 日本〇〇〇協会（連盟）競技規則による。

参 加 資 格・・・（１）高体連オホーツク支部に加盟している高等学校生徒であること。

※（２）日本〇〇協会（連盟）登録チーム及び（登録・登記）選手であること。

（３）高体連主催大会参加者災害補償制度に加入した者、また、加入の意志のある者。

（４）年齢は4月2日を起算とし、19歳未満の者とする。但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。

「生 年 に 注 意」

・当該年度に満19歳になる者迄、参加が 出来る（定時制課程4年生までの年齢） ◎要項には記入の必要なし

（５）転校後6ヶ月未満の者の参加は認めない。但し、一家転住など止むを得ない事情の場合は支部長に届け出て承認を得、顧問会議に報告する。外国人留学生もこれに準じる。（支部大会参加の起算は、全道大会期日とする）

（６）統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。

（７）参加する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長が支障ないと判断した者とする。

（８）支部が主催・共催する大会においては、「高体連主催大会参加者災害補償制度」に加入したもの、または加入の意志のある者とする。

※（９）その他、競技種目毎の必要事項。

チーム構成等・・・（１）（団体は）監督1名。 コーチ1名。 △△ 〇名。
 選手〇〇名。（※補欠〇名。マネージャー〇名） 計〇〇名。

（２）（個人は）・・・・・・※個人戦のある種目

（３）課程（全日制・定時制・通信制）ごとの生徒によるチーム編成であること。

（４）引率責任者は当該校教員、監督は学校長の認めた教職員とする。

ただし、引率責任者と監督が同一の場合は教員とする。

競技方法・・・トーナメント方式とする。 ・団体戦の部
 ・男女別学校対抗とする。 ・個人戦の部
 ・試合及び審判 ・試合時間 ※各種目毎に
 ・階級 ・競技得点法 必要事項を入れる。
 ・試合球 ・その他

参加申込・・・(1) 申込方法 (2) 申込先 (3) 申込期日 (4) 必要事項

参加料・・・※チーム参加料 1校(1チーム) △〇〇円
 ※個人参加料 参加生徒1名につき □〇円

抽選・・・(1) 期日 (2) 場所 (3) 方法 (4) チームへの連絡 等

宿泊・・・(1) 申込方法 (2) 申込先 (3) 申込期日 (4) 必要事項

表彰等・・・(1) 表彰方法 ※(2) 上部大会出場資格 等

連絡事項・・・※・公式練習 ・練習会場 ・プログラム ・保険証 ・服装
 ・申し合わせ事項 ・注意事項 等

問合わせ先・・・学校名 ・住所 ・担当者氏名 ・電話番号 等

※その他・・・その他の必要事項が有れば記入する。

【新人大会】の場合

1 大会名を次のようにする。

令和〇〇年度 第〇〇回高体連オホーツク支部新人〇〇〇(競技)選手権大会
 兼 第〇〇回全道高等学校新人(選抜)〇〇(競技)選手権大会オホーツク支部予選会

2 ☆印の開・閉会式については、行わない。

3 参加資格(3)の生年を1年下げる。

《 要項作成に当たっての書式はこの基準に従い、内容は上部大会に準ずる。※印については、各大会、各種目、各当番校の必要性に応じて掲載する。 》

賞状授与に関して

【 高体連オホーツク支部 「大会運営規定」 第15条 】

第15条 表彰については次のとおりとする。

- (1) 団体（総合）1位には、賞状と持ち回りの優勝カップを授与する。
- (2) 種目別・個人戦などについても、1位には賞状を授与する。
- (3) 2位以下の賞状授与については、参加数の1/2以内とし、団体（総合）については3位迄、種目別・個人戦などについては6位迄を上限とする。ただし、全道大会への出場権を獲得した団体（チーム）および個人については参加数・順位に関わらず賞状授与を認める。

(3) については、以下のとおりです。

A、団体（総合）の場合

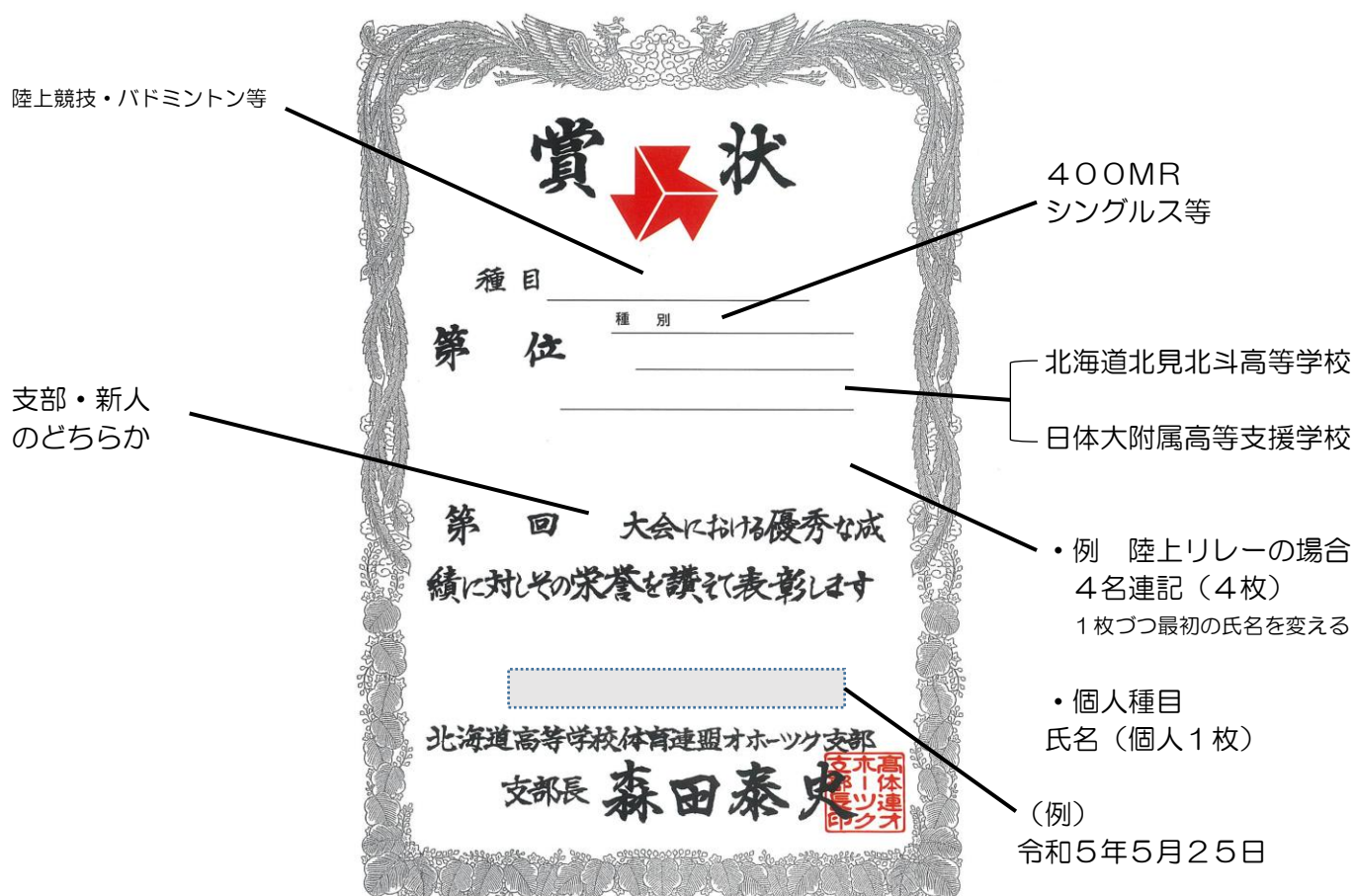
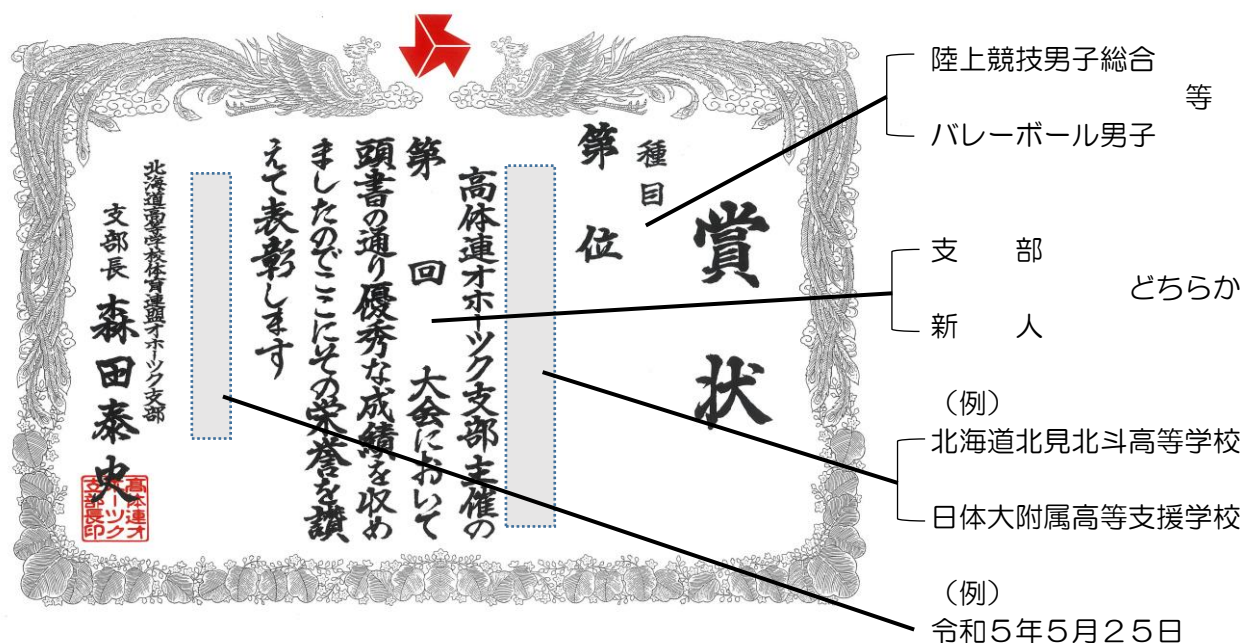
- ① 3位迄賞状を授与するのは、6校以上の参加があった場合である。
- ② 6～7校の参加で、3/4位決定戦を行わない場合は、3位が2校有って構わない。
（賞状授与数は、4校となる）
- ③ 従って、4～5校は2位迄、2～3校は1位だけとなる。

B、種目別・個人戦などの場合

- ① 6位迄賞状を授与するのは、12校（チーム 個人）以上の参加があった場合である。
- ② 6～7校（チーム 個人）の参加で、3・4位決定戦を行わない場合は、3位が2校（チーム・個人）有っても構わない。（賞状授与数は、4となる）
- ③ 従って、11校（チーム 個人）以下の参加については次のようになる。
 - ・ 11～10・・・5位迄
 - ・ 9～8・・・4位迄
 - ・ 7～6・・・3位迄
 - ・ 5～4・・・2位迄
 - ・ 3～2・・・1位だけ
- ④ 上記 内(2)については、「複数の参加で競技が行われた場合」を条件とするが、1校（チーム個人）だけの参加で競技が行われなかった場合でも、その競技種目の必要性により1位の賞状を授与することが有っても良い。

【 賞状記入例 】

過去の賞状を見ますと種目によってその記入の仕方が間違っているものがあります。以下を参考に、間違いの無いようにお願い致します。



平成 4年 3月 2日 理事会決定事項
 平成 7年 3月20日 一部改正
 平成17年11月11日 一部改正
 令和 3年 4月 1日 一部改正

※高体連オホーツク支部の主・共催する各大会の当番校については、次の手順により決定する。

【 当番校決定の原則 】

- (1) 支部・新人の各大会を、学校規模などを勘案した上で、加盟・参加の各学校でできる限り分散して担当する。
- (2) このため5年後までをまとめた原々案を作成し、調整の上、同一校、同一地域に片寄ることなく担当するよう決定する。

《 決 定 の 手 順 》

順	内 容	担 当 部 門	時 期 (期限)	文 書
1	5年先の当番校を含めた 原々案作成	各種目専門委員 各種目顧問会議	6月中旬まで	———
2	原 々 案 報 告	各専門部長 → 支部長	6月末日まで	専門委員 報告書
3	調 整	支部長・常任理事会 (各専門委員)	12月中旬まで	———
4	確 認	各専門部長 → 支部長	12月末日まで	専門委員 報告書
5	原 案 作 成	支部長・常任理事会	第2回理事総会まで	———
6	決 定	理 事 総 会	第2回理事総会 (年度末)	原案 (資料)

※ 3については、上記(1)及び全道大会当番校等との関連も考慮し、同一校の負担が大きくなり過ぎないように配慮する。

【当番校変更の原則】

- (1) 決定している5年間の当番校は、変更しないことを原則とする。
- (2) 5年間の当番校決定時点で予測し得ない、以下のような場合にはこの限りではない。
- ①全道大会の支部割り当てがあり、これを引き受けた結果、支部大会の当番が不可能な場合。
 - ②決定校の該当部が廃部、もしくは出場不可能となった場合。
 - ③当番校に割り当たっていない学校に新たに部が出来、大会に参加するようになったとき。
 - ④常任理事会、理事総会でのその必要があると認めたとき。

《 変更の手順 》

順	内 容	担 当 部 門	時 期（期限）		文 書
			支 部	新 人	
1	申 し 出	当番校顧問 →各専門委員→他校顧問	変更の止む無き状況が判明 した時、早急		_____
2	申 し 出	当番校長 →専門部長→支部長	同 上		要
3	検 討	各 専 門 委 員 顧 問 会 議	前年度支部大会 顧問会議	前年度新人大会 顧問会議	_____
4	代案校に伺い	各専門委員→顧問 該当校長←体育理事	前年度 6月末日まで	前年度 12月下旬まで	
5	代案校で検討 内 諾	当番校長→体育理事→顧問 各専門部長←各専門委員←	前年度 12月中旬まで	前年度 3月中旬まで	
6	報 告	各専門部長 → 支部長	前年度 12月末日まで	前年度 3月末日まで	要
7	原 案 作 成	支部長・常任理事会	前年度 第2回 理事総会まで	当該年度 第1回 理事総会まで	(資料)
8	承認 ・ 決定	理 事 総 会	前年度 第2回理事総会	該当年度 第1回理事総会	_____

※ 期限については各々の最終日とし、出来るだけ早い対応を心がける。

高体連オホーツク支部 大会開催日数表

平成 4年 3月 2日 理事総会決定事項
 平成 5年 4月27日 一部改正
 平成 7年 3月20日 一部改正
 平成17年11月11日 一部改正
 平成28年 3月 9日 一部改正
 令和 3年 4月 1日 一部改正

大会の開催日数については、以下のとおりとする。

道高体連 ランク	NO	種 目	男・女	大 会 日 数 (上 限)	
				支 部 大 会	新 人 大 会
D	1	陸 上 競 技	両	3 日	2 日
D	2	バスケットボール	両	4 日	4 日
D	3	バレーボール	両	3 日	2 日 半
D	4	サ ッ カ ー	男	半日+3日	3 日
D	5	ソフトテニス	両	3 日	2 日 半
D	6	卓 球	両	3 日	2 日 半
D	7	バドミントン	両	3 日	2 日 半
D	8	柔 道	男	半日+2日	2 日
A			女		
D	9	剣 道	両	半日+2日	2 日
C	10	弓 道	両	半日+2日	2 日
D	11	ソフトボール	女	2 日	1 日 半
C	12	ラ グ ビ ー	男	3 日	2 日 半
B	13	レスリング	男	2 日	1 日 半
B	14	ハンドボール	両	1 日	1 日
C	15	登 山	男	2 日 半	2 日 半
A			女		
B	16	体 操	両	1 日 半	1 日 半
D	17	テ ニ ス	両	2 日	1 日 半
A	18	駅 伝	両	半日+1日	/
A	19	ス キ ー	両	1 日 半	/
C	20	空 手 道	両	1 日	/
C	21	水 泳	両	1 日	/

【 申し合わせ事項 等 】

1. 支部大会は、「開閉会式」「代表者会議」「顧問会議」などを含んだ日数とする。
大会日数の「半日」については、出来るだけ効率的に運用するよう努める。特に、この半日に「顧問会議」「監督・主将会議（代表者会議）」「開会式」などの競技以外の日程を消化する場合は、宿泊を要する学校が更にその前日から宿泊を強いられるような時間帯を設定しないよう十分配慮する。
2. 新人大会は、「顧問会議」のみを含んだ日数とし開閉会式を行わない。
3. 参加校数・人数減等が生じた場合、専門委員・顧問団・当番校担当者は、日数を固定化して競技内容を増大することなく、状況に応じての日数減による運営等を検討し実施する。尚、この場合、即、次回からの大会日数減を決定づけるものではない。
4. 参加校数・人数増などが生じた場合や、競技規則の変更などによって、大会日数の増加が止むを得なくなった場合、専門委員は以下の要領により事前に支部長の承認を得る。
 - (1) 大会日数延長願い（様式別紙）【様式 5】「競技に要する止むを得ない事情による日数延長」について、その理由を具体的、且つ、詳細に記入。
 - (2) これに伴う経費、及び大会運営参加料の増減。
 - (3) その他、必要な事項。
5. 大会開催日数については、数年間の実施状況を観察の上その増減も有り得る。
6. 現在支部内大会を開催していない種目にあっても、開催の必要が生じた場合には専門委員は上記4と同様の手続きを取る。

平成4年3月 2日 理事総会決定事項

平成7年3月20日 一部改正

令和3年4月 1日 一部改正

※ 当番校が、運営経費として参加校・参加生徒から「大会運営参加料」を徴収し充当する場合には、以下の要領による。

【大会運営参加料決定の手順】

順・1→2→3→4→5

1. 収入・支出についての内容の確認。

(1) 収入については、次による。

- ①競技種目団体援助金 ②開催市町村補助金 ③寄付金 ④雑収入
⑤当番校負担金 ⑥その他 ⑦大会運営参加料

(2) 支出については、次による。

①大会運営参加料徴収のための算定基準として認められるもの。

[収入①～⑦の全てから、支出計上を可とするもの]

科 目		該 当 事 項
庶務費	通 信 費	・郵便 ・電話 ・ファックス
	消 耗 品 費	・文房具 ・諸用紙
	印 刷 製 本 費	・案内状 ・プログラム用紙 ・印刷 ・コピー
競技費	会 場 使 用 費	・会場借用料 ・施設設備使用料 ・補修費
	用 器 具 費	・用器具使用料 ・用器具借用料 ・補修費
	消 耗 品 費	・競技用消耗品
役員費	報 償 費	・役員審判員謝礼（部外者のみに限る。高校関係者を含めない）
	旅 費 宿 泊 費	・役員審判員旅費 ・宿泊費（同上）
	食 料 費	・役員審判員弁当代 茶菓子代（同上）
会議費	顧 問 会 議 費	・会議会場使用料
	準備打合会費	・打ち合わせ会場使用料
雑 費		・清掃用具など、運営上最低限必要なもの。

② 大会運営参加料徴収のための算定基準として認められないもの。

[収入①・⑦からの支出計上は、不可のもの（②～⑥からだけ可）]

科 目	該 当 事 項
競 技 費	施 設 設 備 費 ・ 施設設備新設費
	用 器 具 費 ・ 用器具購入費（消耗品的な物を除く）
会 議 費	会 議 費 ・ 打ち合わせ ・ 会議などの食費 ・ 茶菓子代
	反 省 会 費 ・ 全ての、大会に係わる反省会
食 料 費	食 料 費 ・ 高校関係者全て（含む、補助生徒）の食料費
	接 待 費 ・ 同 上の接待費
雑 費	・ 大会運営に、直接的関連性の薄いもの

（３）収入・支出の関係については、次のとおりとする。

・ 収 入 － 支 出 ＝ 〇 円

・ 支 出 ・ 可 $\geq$ 収 入 ・ ① + ⑦

・ 収 入 ・ ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ － 支 出 ・ 不可 $\geq$ 〇 円

2. 過去における大会運営経費及び、変更事項等の調査・確認

（１）過去の大会における経費の、調査・確認（特に、極近大会を中心に）。

（２）専門委員は、毎回の顧問会議資料及び理事総会資料などをもとに、当番校側と協議。

（３）理事総会決定事項、顧問会議の意見及び決定事項、当番校校長理事・体育指導者理事・顧問・専門委員・事務局等による協議・調整事項、必要変更事項等の確認。

3. 経費の算出

（１）支 出 ・ 可 － 収 入 ・ ① ＝ 大会運営参加料算出基準金額

（２）持ち帰り物資については、支 出 ・ 可の中には含めない。

4. 参加予定校及び、生徒数の確認

（１）前年度実績（又は、予測可能な資料等）を基に、参加予定概数を決定する。

5. 大会運営参加料の決定

（１）参加料は、大会運営参加料算出基準金額を参加予定概数で除算した金額とするが、除算・徴収の方法は以下による。

①チーム参加料方式・・・チーム（学校）を１単位として除算し、徴収する。

※この場合の１名当たりの参加料は、１チーム参加料を、大会要項記入の許容参加人数の上限で除算した金額とする。

②個人参加料方式・・・生徒個人を１単位として除算し、徴収する。

③併 用 方 式・・・①と②を併用して参加料を徴収する。

- (2) 徴収金額により、支出・可 < 収入・①+⑦とならないように留意する。
- (3) 当番校（開催地）の移動に伴い、大会運営参加料算出基準金額の多少が予測されるため、各年度毎の大会運営参加料の増減も止むを得ない。
- (4) (1) ①、②、③いずれの方式を採用した場合でも、生徒からの徴収金額には十分配慮する。
- (5) あらゆる観点から検討し努力しても高額が予想されるための助成金の申請については、道専門委員が資料整備の上、事務局に申し出ることにより、「当該年度会計・予備費」の範囲内で、常任理事会が支出の可否を審議し決定する。

【大会運営参加料取扱要領】 順・1→2→3→4→5→6（→7）

1. 予算書の作成
 - (1) 「大会運営参加料決定の手順」に従い予算案を作成する。
 - (2) 予算案は、「大会運営規定」第7章・第18条の手続きによって予算書として執行する。
 - (3) 予算書決定後でも、「大会運営参加料決定の手順」収入・①～⑥の増額により徴収する参加料の変更（減額に限る）が有っても可とする。
2. 参加料の徴収
 - (1) 「大会運営参加料決定の手順」5により、大会開催要項に明記された金額のみ徴収できる。
 - (2) 徴収数は、参加実（人）数ではなく参加申込用紙に記載された（生徒人）数とする。
 - (3) 当番校は、大会運営参加料の領収書を発行する。
3. 徴収後の処理
 - (1) 徴収した参加料については厳正に取り扱うものとし、当番校が責任をもって処理する。
4. 大会運営参加料の支出
 - (1) 支出については、「大会運営参加料決定の手順」1（2）及び（3）に基づいて厳正に行う。
 - (2) 支出に当たっては、支出・可の「該当事項」だけに限定する。
 - (3) 徴収した大会運営参加料が、当初予定の「大会運営参加料決定基準金額」を超えた場合でも、支出・不可には支出しない。但し、支出・可については若干の増額で有ればこれを認める。
5. 大会運営参加料余剰金の処理
 - (1) 収入の中に「⑤当番校負担金」が含まれていて、その支出が、支出・可になされたものについてはこれに充当しても良い。
 - (2) 余剰金は、当番校・専門委員・顧問団の承認のもとに、次回大会（支部 新人・新人は次年度支部）の「大会運営参加料決定基準金額」に繰り越すことを原則とし事務局にてこれを保管する。（手続き、保管方法、様式など別紙）
 - (3) 専門委員は、この結果について次回当番校及び事務局に報告し、上記（2）に従い取り扱う。
6. 決算報告
 - (1) 当番校は、決算報告を「大会運営規定」第8章・第21条により行う。
 - (2) 決算報告は、別紙様式により細部にわたって遺漏のないよう正確に行う。
7. 監査報告
 - (1) 当番校から送付された予算書・決算報告書及び関係書類等により、支部長がその適正なる運用を審査し、特に疑義のないものについてはこれを理事総会に報告する。
 - (2) 報告書に疑義又は問題点など有る場合、該当当番校・専門委員等と支部長（事務局）との連絡・協議によりこれを解決するも、必要によっては理事総会にて審議する。
 - (3) 上記（1）・（2）については、監事による監査を経由するものとする。
 - (4) 「大会運営参加料」の不当額の徴収及び不当な支出などが明らかになった時は、監事がこれを理事総会に上提して、その後の対処について審議する。

平成4年3月 2日 制定
 平成4年4月 1日 から施行
 平成7年3月20日 一部改正

【 その他の申し合わせ事項 】

1. 全道大会（オホーツク支部開催）当番校助成金

- （１）オホーツク支部にて行われる全道高校体育大会の当番校へ、道高体連より配分される全道大会運営配分額の２０％を助成する。但し、上限を４０万円、下限を１０万円とする。

平成１４年５月１日 一部改正

2. 高体連オホーツク支部事務局校に、専用電話機の設置

- （１）高体連オホーツク支部事務局校に、専用の電話機を設置する。但し、その電話機は事務局校持ち回りとする。

3. 道高体連専門委員旅費規程

第１条 この規程は、高体連オホーツク支部の出張旅費に関する事項を定めることを目的とする。

第２条 （１）道高体連専門委員が道専門委員会に出席し、道専門部などから旅費の支給がない場合に１回分を支部規程に準じて支給する。

（２）他から旅費を支給され、その額がこの規程より少額の場合は、その不足分を支給する。

第３条 旅費の区分と料金

運賃（鉄道・バス・自家用車）	道費を基本とした料金
----------------	------------

日 当	２，２００円
-----	--------

宿泊費	９，８００円
-----	--------

※上記の総額は３万円を上限とする。

令和２年３月１０日制定

令和２年４月 １日から施行

令和３年４月 １日一部改正

4. 高体連オホーツク支部大会、新入大会における医務系の派遣について

- （１）支部大会及び新入大会において、２種目以上が同時期に重なり、当番校の養護教諭のみでは対応が難しいと判断される場合には、医務係として資格を有しているものを派遣依頼することができる。

（２）医務係は医師、看護師など医療行為が可能な資格を有している者とする。

（３）旅費等は支部事務局で負担する。

（４）医務系の派遣を要請する場合は、所定の様式に必要事項を記入し、大会の５週間前までに必着で支部事務局まで報告すること。

令和２年３月１０日制定

令和２年４月 １日から施行

令和３年４月 １日一部改正

5. 全国高体連研究大会における旅費の補助について

（１）参加を希望する職員に対して一部旅費を支給する

（２）年度内の支給の総額は３０，０００円を上限とする。

※１名の場合は３０，０００円の支給 ２名の場合は一人当たり１５，０００円の支給

（３）旅費の支給を受けた参加者は、３月の理事総会で報告を行う。

令和２年３月１０日制定

令和２年４月 １日から施行

令和 年 月 日

令和 年度 高体連オホーツク支部加盟・大会参加等に関する調査

学 校 名

高等学校

(全日制 ・ 定時制)

高等支援学校

高体連オホーツク支部に加盟

す る
しない

(何れかに○印をおつけ下さい)

※加盟する学校は、1・2・3・4の欄に必要事項をご記入ください。
尚、5・6についても、該当する学校はご記入ください。

1. 所在地正式名称及び電話番号

郵便番号・所在地正式名称	〒 —
電話番号(複数の場合、事務局連絡の取り易い番号)	市外局番 () — (内線)

2. 学校規模

総 学 級 数	学 級
総 生 徒 数	名

3. 校長理事・体育理事・体育科教諭及び振込先金融機関(今年度全道大会当番校のみ)について

校長理事氏名			体育理事氏名		
体育科教諭 氏 名					
振込先金融機関 ※全道大会当番のみ 記入する	名称 (本店・支店)				
	□ 座 番 号				
	フリガナ				
	□ 座 名				

4. 高体連オホーツク支部大会（出場資格を得た場合の全道大会を含む）参加予定種目

No.	種 目	参加	No.	種 目	参加	No.	種 目	参加
1	陸上競技		2	体 操		3	水 泳	
4	バスケットボール		5	バレーボール		6	卓 球	
7	ソフトテニス		8	テニス		9	バドミントン	
10	ソフトボール		11	ハンドボール		12	サッカー	
14	相 撲		15	柔 道		16	剣 道	
17	レスリング		18	弓 道		22	ボート	
24	登 山		25	ラグビー		26	スキー	
27	スケート		28	空手道		29	自転車競技	
30	アーチェリー			駅伝競走				

※「参加」欄に、男女とも参加は◎印、男子のみは○印、女子のみは△印を付け、

5. 道専門委員氏名

上記 No.	専 門 部 名	氏 名	電 話 番 号

6. 支部大会当番校について

項 目	期 間（曜）	使用競技場（会場）名
	/ （ ） ～ / （ ）	
	/ （ ） ～ / （ ）	
	/ （ ） ～ / （ ）	
	/ （ ） ～ / （ ）	

【 理事総会について 】

令和 年度第1回理事総会を、 月 日（ ） ： から、 で
開催致します。

令和 年度 道・支部高体連加盟負担金及び維持費 納入方法等について

1. 加盟負担金（道・支部）・維持費（支部）の振込先

銀 行	支 店
普通預金	口座名
北海道高等学校体育連盟オホーツク支部長	
高等学校長	

2. 金 額

（1）道高体連加盟負担金

在籍生徒 1 名につき	全 日 制	500 円
	定 時 制 及 び 特 別 支 援 学 校 高 等 部	100 円

（2）高体連オホーツク支部加盟負担金

在籍生徒 1 名につき	全 日 制	250 円
	定 時 制 及 び 特 別 支 援 学 校 高 等 部	30 円

（3）高体連オホーツク支部維持費

1 校 に つ き	全 日 制	2,500 円 + (学級数 × 250 円)
	定 時 制 及 び 特 別 支 援 学 校 高 等 部	2,500 円

3. 留 意 事 項

（1）加盟負担金（道・支部）、維持費（支部）ともに、5月 日迄に納入して下さい。

（2）在籍生徒数は、指定統計 （5月1日現在）の数によります。

（3）2については、振り込み後直ちに、納付書と振込票の写しを事務局宛送付してください。

（振込手数料などは、各校負担）をお願い致します。）

納 付 書一 金 円 也

但し、令和____年度高体連加盟負担金・維持費として

令和____年____月____日

高 体 連 才 ホ ー ツ ク 支 部 長 様

高等学校

学 校 名 _____ 高等支援学校

校 長 名 _____

〈 納入金内訳 〉

項 目	全 日 制	定時制及び特別支援学校高等部
在籍生徒数	_____名	_____名
道 高 体 連 加盟負担金	×500円 =_____円	×100円 =_____円
支 部 加盟負担金	×250円 =_____円	× 30円 =_____円
支 部 維持費	2,500円 +学級数(_____)×250円=_____円 =_____円	2,500円
計	_____円	_____円

令和_____年度 高体連オホーツク支部

大会参加人員報告書

種 目	・ 支 部 大 会 ・ 新 人 大 会
当番校	

〈 内 訳 〉

高体連オホーツク支部 加 盟 校		参加校○印		参加選手（プログラム記載）数		
		男	女	男	女	計
1	北 見 柏 陽					
2	北 見 商 業					
3	美 幌					
4	津 別					
5	常 呂					
6	北 見 藤					
7	北 見 北 斗					
8	北 見 緑 陵					
9	北 見 工 業					
10	留 辺 薬					
11	訓 子 府					
12	置 戸					
13	北 見 北 斗 定					
14	有 朋 北 見					
15	網 走 南 ケ 丘					
16	網 走 南 ケ 丘 定					
17	網 走 桂 陽					
18	斜 里					
19	清 里					
20	大 空					
21	日 体 大 附 属					
22	遠 軽					
23	遠 軽 定					
24	紋 別					
25	興 部					
26	湧 別					
27	佐 呂 間					
28	雄 武					
合 計						

高体連オホーツク支部 収支予算（案）・決算（見本）

競技種目	・支部大会 ・新人大会	当番校	校長（専門部長）氏名	印
			体育理事（専門委員）氏名	印

〈 収入の部 〉

区分	科目	予算額	決算額	差引増減額	
a	大会運営参加料				
	競技種目団体援助金				
	繰越金				
	小計				
b	開催市町村補助金				
	寄付金				
	雑収入				
	当番校負担金				
	小計				
合	計				

〈 支出の部 〉

区分	科目	予算額	決算額	差引増減額	摘 要
A	庶務	通 信 費			郵便、電話、ファックス
		消 耗 品 費			文房具、諸用紙
		印 刷 製 本 費			案内状、プログラム用紙、印刷、コピー
	競技	会 場 使 用 費			会場借用料、施設設備使用料、補修費
		用 器 具 費			用器具使用料、用器具借用料、補修費
		消 耗 品 費			競技用消耗品費
		報 奨 費			役員審判員謝礼（部外者のみに限る、高校
	役員	旅 費 宿 泊 費			役員審判員旅費・宿泊費（同上）
		食 料 費			役員審判員弁当代、茶菓子代（同上、但し
		会 議 費			会議会場使用料
	顧問	顧 問 会 議 費			打ち合わせ会場使用料
		準 備 打 合 せ 会 費			清掃用具など、運営上最低限必要な物
		雑 費			
		小計			
B	競技費	施 設 設 備 費			施設設備新設費
		用 器 具 費			用器具購入費（消耗品の物を除く）
	会議費	会 議 費			打ち合わせ・会議などの食費・茶菓子代
		反 省 会 費			全ての大会に係わる反省会
	食料費	食 糧 費			高校関係者全て（含補助生徒）の食糧費
		接 待 費			同 上 の接待費
		雑 費			大会運営に直接的関連性の薄い物
		小計			
合	計				

〈 注 〉

- （１）各大会毎の該当科目について記入する。尚、摘要欄については該当項目に○印を付けるか、新たに項目を書いて下さい。
- （２）〈支出・A〉に〈収入・a, b〉を充てることはかまわないが、〈支出・B〉には〈収入・b〉からしか支出できないので、留意すること。（高体連オホーツク支部規約の中の、「大会運営参加料決定取扱い基準」を参照のこと。）
- （３）余剰金は、支部事務局へ当番校から入れる。（但し、次の大会への繰越金とする）

高体連才ホーツク支部

参 加 料	チーム参加料_____円（1名当たり_____円）
	個人参加料_____円
	1名当りの参加料・合計_____円
添付書類	予算書（案） 別紙「様式3」

1. 収支関係

2. 大会運営経費

3. 大会運営参加料算出基準金額

4. 参加予定校及び、生徒数の確認

5. 参加料の決定

[参考（前年度金額）]

参 加 料 (1チーム)	円 (1名)	円 (1名当たり) 計	円
--------------	--------	-------------	---

【 様式5 】

令和 年 月 日

高体連オホーツク支部長 様

(種目)

専門部長

印

大会日数延長について（申請）

記

1. 理 由（具体的・詳細に）

2. 経 費（大会運営参加料の増減など）

3. その他必要事項

令和 年度 顧問会議 ・ 専門委員 報 告 書

競技種目名			報告者 専門部長氏名			印	
当 番 校	高 校	大会開催期日	/ () ~ / ()		専門委員氏名	印	
顧問会議		開催日時	月	日 () AM・PM	:	~	:
					参加顧問数	名	
協議・確認事項 ○印を付ける 実践事項に	1 当該年度、支部大会・新人大会関係事項 2 今年度の新人大会について 3 次年度、支部・新人大会関係事項 4 支部における全道大会開催年度の確認及び、必要に応じての当番校決定 5 道及び支部専門委員の選出 6 5年間の当番校原々案作成 7 支部理事総会の決定事項、規約、申し合わせ事項、及び諸手続き等、必要事項の徹底、確認						
	項目	協 議 確 認 決 定 事 項 等 の 内 容					
	1	今大会について	大会運営に 関する問題点	(1) 日程に関して			
				(2) 大会運営全般に関して			
				(3) その他			
				大会動員数	外部役員 約 名	他高校教職員(顧問を除く) 名	他高校生徒 約 名
				(参加選手を除く)	顧問 約 名	当番校教職員 約 名	当番校生徒 約 名
物資等の持ち寄り	無 有 → (品名数量等)						
参加選手の大会への協力方法等							
2	今年度新人大会について	当 番 校	期 日	使用競技場(会場)			
		高等学校	令和 年 月 日 ~ 月 日				
3	次回 次年度 大会関係	年 度	大会別	当 番 校 (又はブロック)	期 日		
		令和 年度	支部大会	(場所)	令和 年 / () ~ / ()		
			新人大会	(場所)	令和 年 / () ~ / ()		
		令和 年度	支部大会	(場所)	令和 年 / () ~ / ()		
			新人大会	(場所)	令和 年 / () ~ / ()		
4	次回全道大会開催予定	令和 年度	当番校① ②				
5	次 期 道 専 門 委 員	令和 年度	氏名 (学校名)				
6		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度		
	支部大会						
	新人大会						
7							

各種書類等

提出先・期限一覧

提出先	提出者	項 目	締 切 期 日	摘 要
道 高 体 連	支 部 事 務 局	支 部 選 出 道本部役員報告	3月 日	・支部長・事務局長 等
		加 盟 校 等 報 告	5月末日	・加盟校・道専門委員 ・支部大会当番校・期日 等
		会 議 報 告	会議終了後 2週間以内	・支部会議内容報告
支 部 事 務 局	加 盟 校	道・支部加盟 等 調 査 報 告	事 務 局 指 定 期 日	・加盟・理事氏名・当番校・期日確認 ・参加予定種目・専門委員 等 調査
		道 高 体 連 加 盟 負 担 金	5月 日	・5月1日現在在籍生徒数 × (生徒1名)全日制 500 円 ・ 定時制、特支 100 円【様式1】
		高体連オホーツク支部 加 盟 負 担 金	5月 日	・5月1日現在在籍生徒数 × (生徒1名)全日制 250 円 ・ 定時制、特支 30 円【様式1】
		高体連オホーツク支部 維 持 費	5月 日	・全日制 2,500 円 + (学級数 × 250 円) ・定時制、特支 2,500 円【様式1】
	当 番 校	大 会 前 送 付 書 類	大会開催1ヶ月前	・収支予算案【様式3】 ・参加料(案)試算書【様式4】
			大会1ヶ月前	・大会開催要項 1 部
		大 会 後 の 当 番 校 事 務 処 理	大会終了後 1 週間以内	・開催要項1・プログラム1・成績1・さんけい原稿1 ・参加人員報告書 1【様式2】 ・収支決算報告書 1【様式3】・その他必要書類
	専 門 委 員	全 道 大 会 開 催 要 項	送付後次第 早 急 に	・要項1部(コピーでも可)
		大会後の顧問会議 後専門委員報告	終 了 後 1 週間以内	・顧問会議・専門委員 報告書 1【様式6】
	担 当 者	そ の 他	定められた期日 又は、決定後 直 ち に	・大会日程延長願【様式5】 ・大会前顧問会議開催願 ・全道大会当番校補助金領収書及び決算書等

※ 報告事項等については、必ず文書でお願いします。

高体連オホーツク支部 事務局（直通）

TEL・FAX（ ）

〒

北海道 高等学校
住所

Tel

Fax

大体育館使用種目の基本的ローテーション

		令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
北見西	北見北斗 北見緑陵(市内) 北見工業	バレー		卓球	バレー					
	留辺蘂 置戸(市外) 訓子府 有朋北見		バスケ			バスケ	バレー	バド	バレー	バスケ
北見東	北見柏陽 北見商業(市内) 北見藤		卓球		卓球	バド	卓球	バスケ	卓球	バド
	美幌 津別(市外) 常呂	バド		バスケ						
遠紋	遠軽 紋別 雄武 湧別 興部 佐呂間	卓球	バレー	バド	バド	バレー	バスケ	卓球	バド	バレー
斜網	網走南ヶ丘 網走桂陽 斜里 清里 大空 日体大附属	バスケ	バド	バレー	バスケ	卓球	バド	バレー	バスケ	卓球

申し合わせ事項

- 1 ブロック内での当番校を選出する。（市外で選出できない時は市内で選出）
- 2 今後、他の種目と調整を図る際は大体育館を使用する種目の決定を動かさないことを基本とし、他種目を移動調整するものとする。
- 3 他地域での当番校業務が出来るように（郡部校が大体育館のある地域で当番校業務を行う。その逆も含む）
支部長が来年度の校長会で各校長へお願いする。他地域へ行く際の出張費は当番校の支出ではなく、大会参加費の支出とする。

新ローテーション（令和6年度以降）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
バレーボール	道立・市立	遠紋	北見周辺	網走
バスケットボール	網走	道立・市立	遠紋	北見周辺
卓球	北見周辺	網走	道立・市立	遠紋
バドミントン	遠紋	北見周辺	網走	道立・市立

高体連オホーツク支部事務局 様

道高体連専門委員旅費請求書

〈手順〉

- 1 (4月1日) 付け高体連支部加盟の報告用紙配布時または事務局ホームページから所定の用紙を取得してください。
- 2 所定の用紙に必要事項を記入し、出張日の約3週間前に事務局(直通)にFAXしてください。
- 3 後日、事務局から所属する学校口座に旅費を送金します。
- 4 所属する学校の事務から旅費を受け取ってください。

種 目	
専門委員名	(高等学校)
会議の名称	
会議の場所	
日 時	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
運 賃 等	JR運賃 () ~ () 料金 円 路線バス () ~ () 料金 円 自家用車 () ~ () 料金 円 そ の 他 () ~ () 料金 円 ※道費に準じて記入してください
宿 泊 費	9,800円
日 当	
合 計	円 ※上限を30,000円とする。
振込先金融機関	名 称 ----- (本店・支店)
	口座番号 -----
※道専門委員が所属する学校の口座	(フリガナ) -----
	口 座 名 ----- 高等学校

【様式8】

令和 年 月 日

高体連オホーツク支部事務局 様

北海道 _____ 学校

体育理事（専門委員）

氏 名 _____

医務係申請書

医務係を次のとおり申請します。

種 目	
実 施 形 態 ※どちらかに○を付ける	当 番 校 ・ 専 門 部
e ナースセンター の利用 ※どちらかに○を付ける	有 ・ 無 （ ） ※無の場合、 <u>医療資格名</u> を記入
勤 務 日 程 (予 定)	令和 年 月 日 () : ~ : 月 日 () : ~ : 月 日 () : ~ : 月 日 () : ~ :

E-Mail にてご連絡ください。

高体連オホーツク支部事務局

E-Mail okhotsk.hhsaf@gmail.com

医務係派遣について

- (1) 支部大会及び支部新入大会において、2種目以上が同時期に重なり当番校の養護教諭のみでは対応が難しいと判断される場合には、医務係として資格を有しているものを派遣依頼することができる。
- (2) 医務係は医師・看護師など医療行為が可能な資格を有している者とする。
- (3) 旅費等は支部事務局で負担する。
- (4) 医務係の派遣を要請する場合は、本紙に必要事項を記入し、大会の5週間前までに必着で支部事務局まで報告すること。

高体連オホーツク支部事務局 様

北海道_____学校

体育理事（専門委員） 氏 名_____

全国高体連研究大会旅費請求書

研究大会の旅費を次のとおり請求します。

参 加 者 氏 名	
所 属 校	学校
研 究 会 名	
開 催 場 所	
日 時	令和 年 月 日 () 〃 令和 年 月 日 ()
旅 費	円
振込先金融機関	名 称 _____ (本店・支店) □座番号 _____ (フリガナ) _____ □ 座 名 _____ 高等学校

E-Mail にてご連絡ください。

高体連オホーツク支部事務局

E-Mail okhotsk.hhsaf@gmail.com

全国高体連研究大会における旅費の補助について

- (1) 参加を希望する職員に対して一部旅費を支給する
- (2) 年度内の支給の総額は30,000円を上限とする。
※1名の場合は30,000円の支給、2名の場合は一人当たり15,000円の支給とする。
- (3) 旅費の支給を受けた参加者は、3月の理事総会で報告を行う。